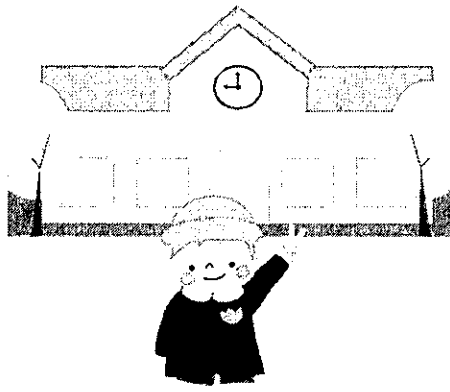


平成28年度  
特定教育・保育施設  
入所(園)のしおり  
【利用案内編】



\*この冊子は、申し込み時の手続き方法等大切なことが記入されています。  
よく読んでからお申し込みください。

\*施設選びの案内は、「特定教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」  
に掲載していますので併せてご覧ください。

宮津市・宮津市教育委員会

# 目 次

1	平成 28 年度 4 月入所(園)申込の流れについて	1
2	保護者が負担する保育料(利用者負担額)について	5
	保育料の決定・切替時期について	7
	保育料の支払先・契約について	7
3	保育所(園)・認定こども園を利用される方へ	8
	I. 保育を必要とする事由	8
	II. 保育の必要量について	9
	III. 優先利用について	9
4	保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等	9
5	宮津市に転入予定の方の申込について	10
	宮津市教育・保育施設一覧	11
	よくある質問(Q&A)	12



## ◎問い合わせ先◎

◆保育所(園)・認定こども園(保育部分)◆  
宮津市役所 健康福祉室 子育て支援係  
電話番号：0772-45-1621

◆幼稚園・認定こども園(教育部分)◆  
宮津市教育委員会事務局総括室 学校教育係  
電話番号：0772-45-1641

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345-1

HP：http://city.miyazu.kyoto.jp

## 1. 平成28年度 4月入所(園)申込の流れについて

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりました。それに伴い、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。区分に応じて、利用できる施設が決まります。

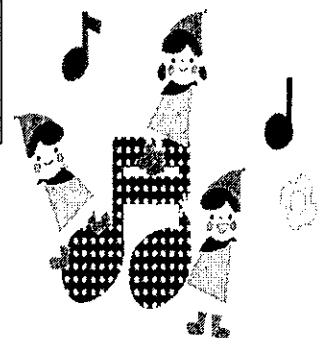
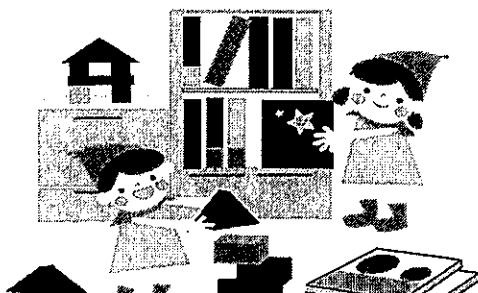
### 【3つの認定区分】

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定：教育標準時間認定 (4時間程度)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	◆市立幼稚園◆ 宮津幼稚園 栗田幼稚園 ◆認定こども園◆ 府中こども園(仮称)
2号認定：保育認定	お子さんが満3歳以上小学校就学前で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	◆市立保育所◆ 上宮津保育所 日置保育所 養老保育所
3号認定：保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	◆民間保育園◆ 亀ヶ丘保育園 みずほ保育園 吉津保育園 たんぼぼ保育園 ◆認定こども園◆ 府中こども園(仮称)

※「保育を必要とする事由」については、この冊子の8ページをご覧ください。

《2号及び3号認定については、さらに次のいずれかに区分されます》

<p><b>* 保育標準時間の利用 [8~11時間程度]</b>            就労時間：月 120 時間以上            (120 時間の目安：週5日・1日6時間就労)</p> <p><b>* 保育短時間の利用 [~8時間まで]</b>            就労時間：月 48 時間以上</p>
--



## 【提出先・申込期間】

①市立幼稚園(1号認定※)を希望される方

……各園に直接 又は

……宮津市役所別館4階 学校教育係

受付期間 平成27年10月26日(月)～11月13日(金)(厳守)

①市立保育所、私立保育園、私立認定こども園(2号・3号認定※)を希望される方

……宮津市役所別館1階 子育て支援係

受付期間 平成27年11月2日(月)～11月25日(水)(厳守)

②私立認定こども園(1号認定※)を希望される方

……施設に直接

受付期間 平成27年11月2日(月)～平成27年11月25日(水)(厳守)

※宮津暁星幼稚園、認可外保育施設については、施設に直接お問い合わせください。



## 【申請・申込書類】

宮津市特定教育・保育施設等給付費支給認定申請書

……全員が提出(申請書は各施設や教育委員会、子育て支援係、市民窓口係、各地区連絡所にあります)

平成27年度課税証明書

……平成27年1月2日以降に宮津市に転入して来られた方

(1月1日時点の住所地の市町村役場で取得してください)

その他

★市立幼稚園を希望される方

入園申込書(各市立幼稚園、教育委員会、市民窓口係、各地区連絡所でお渡します)

★認定こども園(府中こども園)の教育部分を希望される方

入園申込書(現府中保育園でお渡します)

★市立保育所・私立保育園を希望される方

保育が必要な事由により必要な書類が異なります。各保育所(園)、子育て支援係でお渡しします。(詳細はこの冊子の9ページをご覧ください。)

## 【提出時の注意事項】

◆添付書類の不備や記入漏れがある場合は、受付できません。

◆募集期間を過ぎての申込については、平成28年5月以降の入所(園)空き待ちとなります。

◆1号認定(幼稚園・認定こども園(教育標準時間))と2号認定(保育所・認定こども園(保育標準時間・保育短時間))との併用申請はできません。

◆申請・申込書類提出の際は、印鑑を持参してください。

【平成28年4月からの利用を希望する場合(入所入園の流れ)】

市立保育所・私立保育園(2号・3号)  
 私立認定こども園(2号・3号)

市立幼稚園(1号)  
 私立認定こども園(1号)

【書類配布・入所申込】

- 受付は市役所子育て支援係で行います
  - 申込期間 11月2日(月)～11月25日(水)
- ※申込期間で一度締め切り利用調整を行います。期間を過ぎての申込は、一斉受付の選考の対象外となりますので、ご注意ください。

【書類配布・入園申込】

- <市立幼稚園>
- 受付は市役所学校教育係、市立幼稚園で行います。
  - 申込期間 10月26日(月)～11月13日(金)
- <府中こども園(仮称)>
- 受付は現府中保育園で行います
  - 申込期間 11月2日(月)～11月25日(水)

【保育の必要性の審査及び利用希望施設の調整】

- 保育を必要とする状況によっては、支給認定が受けられないことがあります。
- 申込期間終了後に、市で利用調整を行います。(先着順ではありません)
- 支給認定を受けても、利用調整の結果、希望する保育所等に入所できないことがあります。

【入園調整】

- 定員を超える申込みがあった場合
- ①市立幼稚園…各園で調整
  - ②認定こども園…各園で調整

【入所内容】

- 保育所の場合、市役所から「支給認定証」「入所承諾書」を交付します。認定こども園の場合、「支給認定証」「利用調整結果通知書」を交付します。

【入所決定】

- 「支給認定証」、「入所承諾通知書」を交付します。
- ※不承諾の場合、「保育所入所不承諾通知書」を交付し、待機児童となる場合があります。

【入所説明会】

- 新規入所の場合は、入所までに入所説明会がある場合があります。日時等は、入所承諾書に同封する施設からの案内にてご確認ください。

【入園内容】

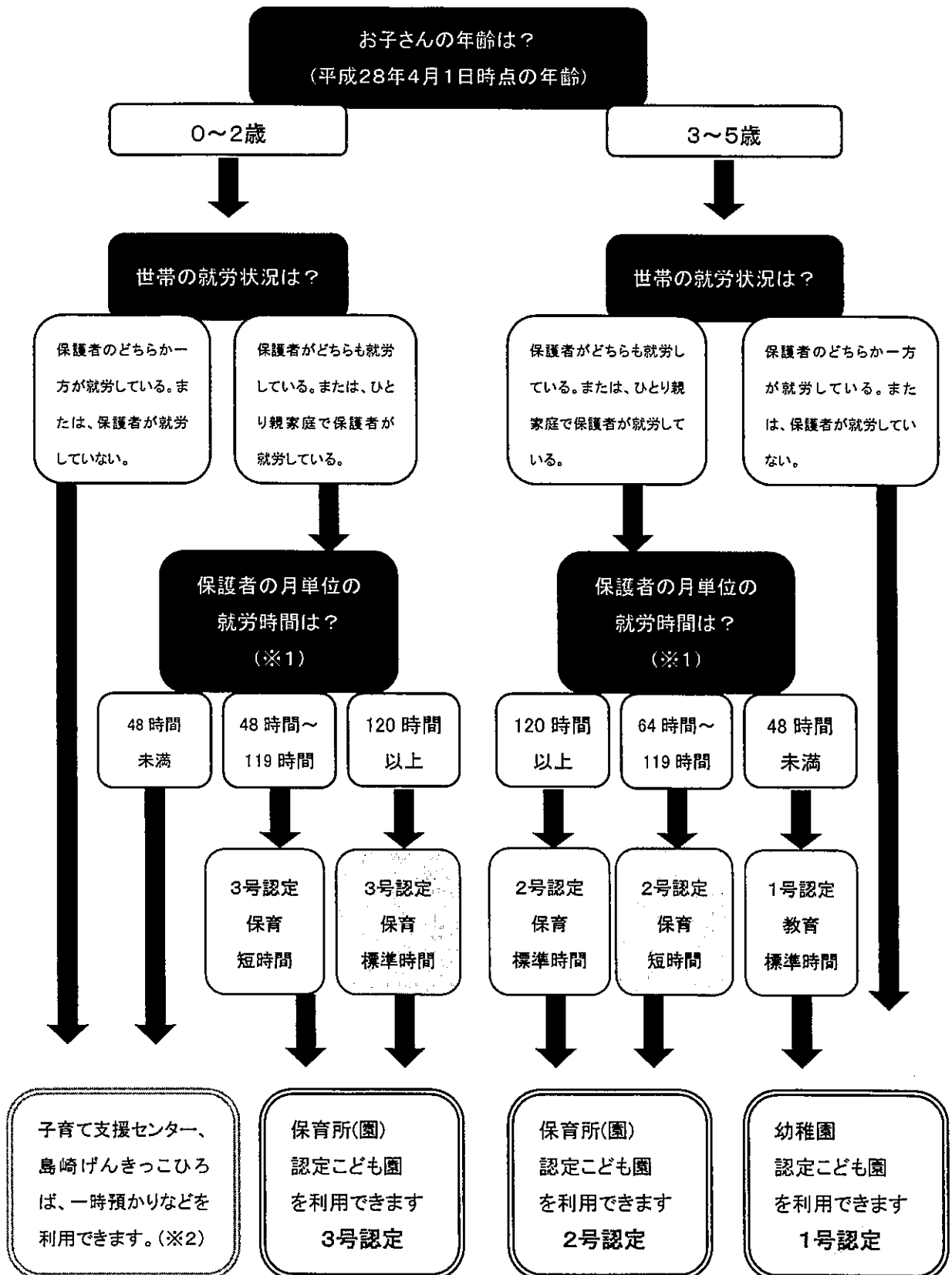
- 市立幼稚園の場合、教育委員会から「支給認定証」「入園承諾書」を交付します。
- 認定こども園の場合、教育委員会から「支給認定証」、現府中保育園から「入園承諾書」が交付されます。

【入園説明会】

- 新規入園の場合は、入園までに入園説明会があります。日時等は、各園から通知します。

★入所・入園★

【参考:利用できる施設のイメージ】



※1 : 保護者の月単位の就労時間は、保護者のどちらか一方の1ヶ月あたりの合計就労時間です。

保護者2人の就労時間が異なる場合は、就労時間が少ない方が対象となります。

※2 : 未就園児向けの一時預かりについては、市内の私立保育園、認定こども園で行います。

## 2. 保護者が負担する保育料(利用者負担額)について

新制度に移行した幼稚園、保育所(園)、認定こども園を利用する場合、保護者が負担する基本の保育料は、保護者の市町村民税所得割額に応じた額になります。

また、市が定める保育料(利用者負担額)の他に、実費徴収や上乘せの保育料が必要な場合があります。

### ◆1号認定：市立幼稚園、認定こども園月額保育料(利用者負担額)

階層	区 分	3歳児以上 (月額)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯及び 市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	3,000円
3	市町村民税課税世帯で、所得割 課税額が右の区分に該当する世帯	77,100円以下
4		77,101円以上 211,200円以下
5		211,201円以上

階 層	3歳以上(月額)	(※1)上記の2～3階層に該当する世帯のうち、ひとり親 世帯・在宅障害児(者)のいる世帯の幼稚園保育料は左表の とおりとなります。
2	0円	
3	7,500円	

### ◆多子世帯にかかる1号認定保育料(利用者負担額)の軽減

○上記の2～4階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の幼稚園保育料は無料となります。

○上記の2～5階層に該当する世帯のうち、小学校3年生までの子どもが2人以上いる世帯については、(小学校3年生の子どもから数えて)第2子の幼稚園保育料は半額、第3子以降は無料となります。

### ◆預かり保育料

利用区分	預かり保育料
1日につき	600円



## ◆2・3号認定：保育所(園)、認定こども園月額保育料(利用者負担額)

階層	区 分	3歳児未満 (月額)	3歳児 (月額)	4歳児以上 (月額)
A	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	5,000円	4,400円	4,400円
C	市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	7,700円	7,400円	7,400円
D1	市町村民 税課税世 帯で、所 得割課税 額が右の 区分に該 当する世 帯	~24,300円未満	10,400円	10,400円
D2		24,300円以上~48,600円未満	12,600円	12,600円
D3		48,600円以上~53,300円未満	14,400円	14,400円
D4		53,300円以上~67,800円未満	16,300円	16,300円
D5		67,800円以上~82,300円未満	17,100円	17,100円
D6		82,300円以上~97,000円未満	21,600円	21,600円
D7		97,000円以上~121,000円未満	25,300円	25,300円
D8		121,000円以上~145,000円未満	29,100円	29,100円
D9		145,000円以上~169,000円未満	32,500円	29,900円
D10		169,000円以上~235,000円未満	36,700円	30,300円
D11		235,000円以上~301,000円未満	40,900円	30,700円
D12		301,000円以上	41,800円	31,200円

(※1) 保育料の算定の基礎となる市町村民税は、寄付金控除、外国税控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の額を適用します。

階層	3歳児未満 (月額)	3歳児 (月額)	4歳児以上 (月額)	※2) 上記のB~D2階層に該当する世帯のうち、ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯の保育料は左表のとおりとなります。
B	0円	0円	0円	
C	6,700円	6,400円	6,400円	
D1	9,400円	9,400円	9,400円	
D2	11,600円	11,600円	11,600円	

## ◆多子世帯にかかる2・3号認定保育料(利用者負担額)の軽減

○上記のB~D9階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の保育料は無料となります。

○上記のB~D12階層に該当する世帯のうち、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園・保育所(園)・認定こども園等を利用する場合は、(当該年長の子どもから数えて)第2子の保育所保育料は半額、第3子以降は無料となります。



## ◆保育料の決定、切替時期について(1・2・3号認定共通)

保育料は、入所児童と同一世帯の父母の市町村民税所得割の合計により決定します。

ただし、父母の収入が低い場合で祖父母等と同居の場合、住民票が別々でも同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市民税所得割を算定対象に含みます。

また、新制度では4月から8月までは前年分、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割により保育料を決定します。このため、保育料決定通知は1・2・3号認定いずれの場合も年2回交付します。ただし、保育料決定後、税額の更正や世帯の変更があった場合は、保育料の変更を行います。

9月中旬に9月以降の保育料決定通知書を送付します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度(前年度)市民税所得割額に基づく保育料					平成28年度(当年度)市民税所得割額に基づく保育料						

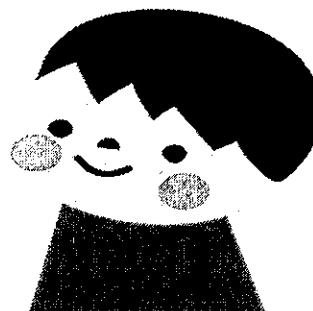
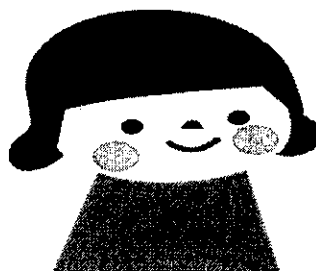
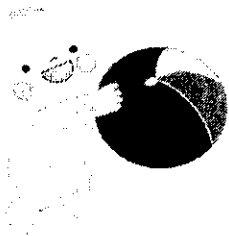
## ◆保育料の支払先・契約について(1・2・3号認定共通)

新制度における保育料の支払先は、利用される施設により異なります。

### (1)市立幼稚園、保育所(園)を利用する場合

利用者は宮津市と契約をし、保育料を宮津市へ支払います。各金融機関に備え付けの宮津市口座振替納付依頼書をご記入の上、各金融機関に提出してください。(月末に当月分を振り替えますが、土日祝日の場合は翌月最初の平日になります。)

※現金での納付を希望する場合は、各月中旬頃に市から発送する納入通知書で納めてください。(納入期限を過ぎますと督促手数料が発生します。)可能な限り、便利で確実な口座振替をご利用ください。



### 3. 保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用される方へ

保育所(園)・認定こども園を利用される場合は、Ⅰ 保育を必要とする事由、Ⅱ 保育の必要量、Ⅲ 優先利用についてを考慮し入所(園)が決定します。

#### Ⅰ. 保育を必要とする事由

##### ① 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的な全ての就労  
\* 就労時間が月 48 時間未満の短時間の就労は除きます。  
\* 就労先が確定している採用予定者も上記に準じます。

##### ② 妊娠、出産

- ・ 出産予定日の前 8 週間、出産日の後 8 週間の翌日が属する月末まで。  
多胎妊娠の場合は、前 14 週間、出産日の後 8 週間の翌日が属する月末まで。

##### ③ 保護者の疾病、障害

- ・ 概ね 1 ヶ月以上入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- ・ 概ね 1 ヶ月以上通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。

##### ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護

- ・ 概ね 1 ヶ月以上入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- ・ 概ね 1 ヶ月以上通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- ・ 心身に障害のある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

##### ⑤ 災害復旧

- ・ 災害、風水害、震災、その他災害の復旧にあたっている場合は、その復旧に要する期間。

##### ⑥ 求職活動(起業準備を含む)

- ・ 求職活動を継続的に行っている場合で、入所の日から起算して 3 ヶ月まで。

##### ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

##### ⑧ 児童虐待やDVのおそれがある場合

##### ⑨ 育児休業取得時、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合

- ・ 育児休業の取得対象のお子さんが 1 歳を迎える年度の 3 月末まで。

##### ⑩ その他、上記に類する場合として市が認める場合

- ◆ 同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

## Ⅱ.保育の必要量について

Iの①～⑨の事由で保育を利用する場合、いずれかの利用時間になります。

事 由	保 育		事 由	保 育	
	標準時間	短 時間		標準時間	短 時間
①就労⑦就学	就労・就学時間による		⑥災害復旧	○	—
②妊娠・出産	○	—	⑧求職活動	—	○
③病気障害	申請内容による		⑨虐待・DV	○	—
④病人の看護	申請内容による		⑩育児休業	—	○

## Ⅲ.優先利用について

保育所(園)に定数以上の申込がある場合には、保育利用の優先度が調整されることがあります。

「優先利用」に該当する場合

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④児童虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他市が定める事由



## 4 保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等

- ① 支給認定申請書(児童一人につき1部)
- ② 保育施設等入所申込書(児童一人につき1部)
- ③ 「保育を必要とする事由」を確認する証明書類等(下表参照)

◆(※)については、必ず市の様式をご使用ください。

保護者の状況	証明書類等
就労	【外勤の場合】勤務(内定)・休業証明書(※) 【自営業・農業・漁業の場合】就労状況申告書(※) 【内職の場合】上記の証明書の他に内職収入を証明する書類
妊娠・出産	母子健康手帳の写し…表紙と出産予定日、出産日の記入してある頁
病気又は障害がある	診断書(※) または 身体障害者手帳などの写し
同居又は長期入院等による親族の介護・看護	介護(看護)されている人の診断書(※) または 身体障害者手帳や介護保険被保険者証などの写し
就学	在学証明書 または 学生証のコピー 保護者が学生の場合は時間割表のコピー
求職活動	求職活動申立書(※)求職活動で2度目以降の入所の場合、求職活動報告書(※)も必要

## 保育の利用時間について(2・3号認定)

保育の利用時間は、保育の必要量によって、「保育標準時間」又は「保育短時間」に分けられます。各施設の保育標準時間・保育短時間については、「平成28年度教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」をご覧ください。

(1)「保育標準時間」：利用可能時間は最大11時間

(2)「保育短時間」：利用可能時間は最大8時間

### 【保育必要量の認定と保育時間の関係について】

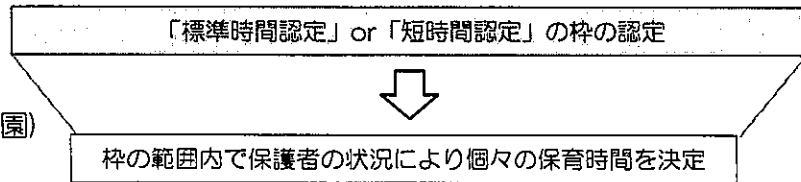
「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定については、市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものです。

実際の個々の保育時間は、これまでどおり、各保育所(園)において、その枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育児休暇中であるかどうか)などの状況により調整の上、決めることとなります。入所時に、必要な時間を保育所(園)とご相談ください。

— イメージ —

宮津市

各保育所(園)

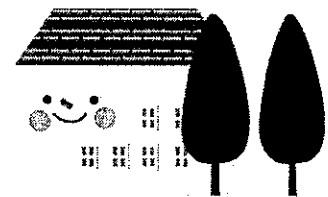


## 5. 宮津市に転入予定の方の申込について

転入予定の方の申込には、次の要件に合致していることが必要です。

- ① 宮津市の転入先(住所)が決まっていて、転入することが確実である。
- ② 住居の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の物件引渡日が、入所希望月の前月末日までである。
- ③ ②の期日までに宮津市への転入手続きが完了している。

◆保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込に必要な書類等の他に、住居の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の写しを提出してください。



## ★宮津市特定教育・保育施設一覧★

	教育・保育施設名	電話番号	定員	最大保育時間 (延長保育時間を含む)	備考
公 立	宮津幼稚園	22-2709	90	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 一時預かり(在園児あり)
	栗田幼稚園	25-0941	60	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 一時預かり(在園児あり)
	上宮津保育所	22-6028	20	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 親子の広場あり
				土曜 8:00~12:30	
	日置保育所	27-1210	20	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 親子の広場あり
				土曜 8:00~12:30	
養老保育所	28-0203	45	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 親子の広場あり	
			土曜 8:00~12:30		
私 立	亀ヶ丘保育園	22-2708	50	平日 7:30~18:30	障害児保育あり 子育て支援センター併設
				土曜 7:30~18:00	
	みずほ保育園	22-1144	90	平日 7:00~20:00	障害児保育あり 一時預かりあり
				土曜 7:00~18:00	
	たんぼぼ保育園	22-7121	60	平日 7:00~19:00	障害児保育あり 一時預かりあり
				土曜 7:00~17:30	
	吉津保育園	46-2830	70	平日 7:30~19:00	障害児保育あり 一時預かりあり
				土曜 7:30~18:00	
	府中こども園(仮称)	27-0044	50	平日 7:00~19:00	障害児保育あり 一時預かりあり 休日保育あり
				土曜 7:00~18:00	

※現府中保育園では、平成 28 年度から幼保連携型認定こども園へ移行し、名称を府中こども園(仮称)とする予定です。

## よくある質問(Q & A)

### 《利用申込について》

- Q. 幼稚園・保育所(園)の最終的な入所(園)結果が届く時期はいつごろですか？
- A. 最終結果は2月下旬から3月初旬を予定しております。認定こども園については、園から直接送付されます。
- Q. 平成28年4月1日からの入所(園)を希望しており、申込時は求職活動中でしたが、後から就職が決まった場合、就労内容は利用調整に反映されますか？
- A. 今年度の書類提出締切までに勤務(内定)・休業証明書の提出があった場合は、利用優先度に反映します。

### 《支給認定について》

- Q. 支給認定証はいつ頃に交付されますか？
- A. 申請のあった日から30日以内に交付します。ただし、4月入所(園)を申込の場合、支給認定事務及び利用調整事務が集中して審査に時間を要するため、入所承諾書と同時に発送となることがあります。
- Q. 支給認定を受けたら、卒園まで特段の手続きは必要ありませんか？
- A. 保育を必要とする理由(就労など)が継続している場合には、手続きは必要ありません。3号認定を受けているお子さんについては、3歳になる際、2号認定に切り替わります。年度末までの支給認定証を送付しますので、2号認定の支給認定申請書を別途提出してください。ただし、求職活動中など認定期間に制限がある理由で認定を受けている場合、また途中で仕事を辞めた場合などは、別途手続きが必要です。
- Q. 転職、引越し(市内転居)、結婚、離婚をした場合届出は必要ですか？
- A. 転職の場合は勤務(内定)・休業証明書、引越しの場合は各種変更届を市役所へ提出してください。
- また、婚姻、離婚など家族構成に変更があった場合も届出が必要です。この場合は、保育料が変更(事実の発生した翌月分から)になることがありますので、すみやかに届出をお願いします。
- Q. 保育標準時間と保育短時間の認定は、随時変更可能ですか？
- A. 勤務時間の変更などで時間区分を変更したい場合は、市役所に支給認定内容変更の申請をしてください。審査のうえ、新たな認定を行うことになります。

### 《入所(園)について》

- Q. 公立と私立で利用者負担額(保育料)は変わりませんか？
- A. 認定区分毎の利用者負担額(保育料)は変わりません。ただし、保育料以外の諸経費(実費徴収)については、個別にかかる場合があります。詳しくは各保育所(園)にお問い合わせください。